

厚生省告示第33号（平成12年2月10日）

居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び 居宅支援サービス費区分支給限度基準額を定める件

介護保険法（平成9年法律第123号）第43条第2項及び第55条第2項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額

一 訪問通所サービス区分（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第66条第一号に規定する訪問通所サービス区分をいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

- イ 要介護1 16,580単位
- ロ 要介護2 19,480単位
- ハ 要介護3 26,750単位
- ニ 要介護4 30,600単位
- ホ 要介護5 35,830単位

二 短期入所サービス区分（施行規則第66条第二号に規定する短期入所サービス区分をいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が次の表の上〔左〕欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間（施行規則第67条第1項第二号に掲げる期間をいう。

以下この号において同じ。）に応じてそれぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる日数に至るまで居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管理期間	日 数
要介護1又は要介護2	6月間	14日
	6月間以外	14日に短期入所限度額管理期間の月数を6で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）
要介護3又は要介護4	6月間	21日
	6月間以外	21日に短期入所限度額管理期間の月数を6で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）
要介護5	6月間	42日
	6月間以外	42日に短期入所限度額管理期間の月数を6で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）

三 訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける訪問通所サ

■支給限度基準額関係告示

サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が6,150単位に至るまで居宅要支援被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

四 短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が短期入所限度額管理期間（施行規則第86条第1項第二号に掲げる期間をいう。以下この号において同じ。）が6月間の場合にあっては7日に至るまで、短期入所限度額管理期間が6月間でない場合にあっては7日に短期入所限度額管理期間の月数を6で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを1

日に切り上げた日数）に至るまで居宅要支援被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

備考

第一号及び第三号の単位数は、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係るものにあっては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「指定居宅サービス費用算定基準」という。）により算定される単位数とし、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費に係るものにあっては、市町村（特別区を含む。）が指定居宅サービス費用算定基準を基準として定めるものにより算定される単位数とする。